



県章

山形県公報

平成28年6月21日(火)
第2756号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……729
- 同……………(同) ……730
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………731

公安委員会関係

規 則

- 風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則等の一部を改正する規則……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………734

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教 育 庁) ……同
- 同……………(警 察 本 部) ……735

告 示

山形県告示第611号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営大江三郷(前田)地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江三郷(前田)地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成28年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成28年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき三川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 三川都市計画公園
 - (2) 名 称 5・4・1号赤川河川緑地ふれあい広場
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成28年6月21日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成28年6月23日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議題

- (1) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 平成29年度山形県立高等学校の入学者募集について
- (3) 山形県文化財保護審議会委員の任命について
- (4) 山形県立博物館協議会委員の解任及び任命について
- (5) 教職員の人事について

公安委員会関係

規 則

風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月21日

山形県公安委員会
委員長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第5号

風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則等の一部を改正する規則

（風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則の一部改正）

第1条 風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則（平成11年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第2号若しくは第3号の営業」を削り、「第7号」を「第4号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第12条」を「第11条」に、「第28条」を「第26条第3項及び第79条」に改め、同条第2項中「第17条第1項」を「第16条第1項」に、「第23条」を「第22条、第84条及び第90条」に改め、同条第3項中「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「第23条」を「第22条、第84条及び第90条」に改める。

第4条中「第34条第1項」を「第31条の24、第34条第1項」に改める。

第5条中「第24条第5項」を「第24条第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）」に改める。

第10条中「第34条第2項」を「第31条の25、第34条第2項」に改める。

様式第2号中「風俗営業」を「風俗営業（特定遊興飲食店営業）」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第3号中「風俗営業の」を「風俗営業（特定遊興飲食店営業）の」に改め、「風俗営業者の」を削り、

- 4 合併により消滅する風俗営業者たる法人（合併により消滅する法人）
- 5 合併後存続し、又は合併により設立される法人
- 6 分割により風俗営業を承継させる法人
- 7 分割により風俗営業を承継する法人
- 8 その他承継事項

を

4 承認事項

- (1) 合併により消滅する風俗営業者（特定遊興飲食店営業者）たる法人（合併により消滅する法人）
- (2) 合併後存続し、又は合併により設立される法人
- (3) 分割により風俗営業（特定遊興飲食店営業）を承継させる法人
- (4) 分割により風俗営業（特定遊興飲食店営業）を承継する法人
- (5) その他承認事項

に改め、同様式に備考と

して次のように加える。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 承認事項は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第4号中「風俗営業の」を「風俗営業（特定遊興飲食店営業）の」に改め、「風俗営業者の」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第6号中「の規定」を「(第31条の23で準用する場合を含む。)の規定」に改める。

様式第13号の4中

<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業	を	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業	に改める。
---	---	---	-------

様式第14号の2中

営業者の住所	を	営業者の住所又は所在地	に、
--------	---	-------------	----

- 1 法第2条第1項第 号の営業（ ）
- 2 法第2条第7項第 号の営業（ ）
- 3 映像送信型性風俗特殊営業
- 4 無店舗型電話異性紹介営業
- 5 接客業務受託営業

を

- 1 法第2条第1項第 号の営業（ ）
- 2 法第2条第7項第 号の営業（ ）
- 3 映像送信型性風俗特殊営業
- 4 無店舗型電話異性紹介営業
- 5 特定遊興飲食店営業
- 6 接客業務受託営業

に改める。

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第1項及び第11条第3項の規定に基づく公示に関する規則の一部改正）

第3条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第9条第1項及び第11条第3項の規定に基づく公示に関する規則（昭和60年6月県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名
- (3) 遊技機の種類、型式名及び製造業者名
- (4) 検定番号
- (5) 検定の有効期間

第3条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 取消しを受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 法人である場合には、代表者の氏名
- (3) 遊技機の種類、型式名及び製造業者名
- (4) 検定年月日及び検定番号
- (5) 取消の根拠となる適用法条

第4条を削る。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月21日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「

周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法	1回につき 2,010円
-------------------------	--------------

」を

「

周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法	1回につき 2,010円
術前のS-1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラ スツズマブ静脈内投与の併用療法	1回につき 27,980円

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
電力の供給 契約電力277キロワット、使用電力量674,421キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立図書館総務課 山形市緑町一丁目2番36号 電話番号023(631)2523
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
平成28年度分	1,614.49円
平成29年度分及び平成30年度分	1,644.38円

(使用電力量に対する単価)

期	間	電力量料金単価（1kwhにつき）
平成28年度分	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
平成29年度分及び 平成30年度分	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

総合運転者管理業務のシステム変更業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(626)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年5月20日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号

5 随意契約に係る契約金額 83,801,088円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

平成28年6月21日印刷 発行所 山形県庁
平成28年6月21日発行 発行人 山形県